

【小中学生】

滋賀県立守山養護学校のセンター的機能における 入院治療中の学習に関する支援 実施要項

一 目 的

入院治療中の小中学生が学校とつながりをもち、学習を継続できるよう、サポートする。

2 対象者

次の条件をすべて満たす小中学生

- ・滋賀県内の病院に長期入院している小中学生（特別支援学校小学部児童・中学部生徒を含む）
※（注）守山養護学校および院内学級が対応する小中学生を除く。長期とは、1か月程度からを想定している。
 - ・本人・保護者が希望し、主治医により学習可能と判断された者
 - ・在籍校が、守山養護学校のセンター的機能の活用が必要と認めた者

3 手続きおよび内容・方法

- (1)本人・保護者は、入院治療中の学習について、病院、在籍校に相談する。

(2)在籍校は、病院に確認のうえ、主治医の許可の範囲内で、本人・保護者の意向を踏まえ、内容や方法を検討する。必要に応じて、守山養護学校に相談する。

(3)守山養護学校の支援が必要な場合、在籍校は、守山養護学校のセンター的機能の活用について、本人・保護者に説明する。

本人・保護者が希望する場合は、**様式1**を配付する。

(4)保護者は、**様式1**「入院治療中の学習に関する支援申込書」の【保護者記入欄】に記入後、主治医に【主治医記入欄】への記入を依頼する。

(5)保護者は、**様式1**を在籍校に提出する。

(6)在籍校は、**様式1**の写しと**様式2**「学習に関する支援申請書」を守山養護学校に提出し、内容・方法について具体的に相談する。

(7)在籍校は、内容・方法を、本人・保護者、病院、守山養護学校と確認し、守山養護学校が支援を開始する。

〔例〕通常の学級に在籍する児童生徒の場合

- ・遠隔教育に必要な機器の貸出しや環境整備
 - ・心理的な安定を図る取組のサポート

特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の場合

 - ・遠隔教育に必要な機器の貸出しや環境整備
 - ・在籍校の教材や学習動画を使用した活動や心理的な安定を図る取組のサポート

- (8) 守山養護学校は、在籍校に、適宜、本人の学習状況等を報告して共有を図る。
終了については、在籍校から、本人・保護者、病院、守山養護学校に連絡する。

